

## アスベスト問題で「支援機構」と第8回目の交渉

日 時 3月20日(火)  
場 所 鉄道運輸・整備支援機構  
参加者

国労側  
久保業務部長  
本間執行委員

機構側  
轟総括課長補佐 管理部職員課  
村田課長補佐 管理部職員課

### < 国労闘申第19号に基づく交渉経過 >

組合：アスベスト健康被害状況について、3月1日付の「業務災害認定者数、作業内容、病名、健康状態、認定申請者数、健康診断実施者数、健康管理手帳交付者数」等を明らかにされたい。

機構：石綿業務災害認定者は70名となっている。

### 認定職場一覧

元 職 場	認定日	病 名	健康状態	作 業 内 容
加古川気動車区	04年3月	胸膜中皮腫	04年に死亡	ディーゼлмаフラー
品川電車区	04年6月	〃	04年3月死亡	車両床下吹き飛ばし
苗穂工場	05年1月	石綿肺	療養中	機関車検修
大船工場	〃	胸膜中皮腫	04年12月死亡	電車解体修繕
鷹取工場	05年4月	胸膜中皮腫	04年5月死亡	配管作業
大船工場	05年7月	中皮腫	03年10月死亡	天井や化粧板修繕
広島工場	05年9月	〃	療養中	機関車検修
中国自動車	05年9月	〃	〃	自動車整備
鷹取工場	05年10月	〃	〃	機関車検修
浜松工場	〃	石綿肺	〃	〃
浜松工場	〃	び・胸膜肥厚	〃	〃
浜松工場	〃	石綿肺	〃	〃

釧路機関区	〃	中皮腫	〃	〃
小倉工場	05年11月	〃	05年8月死亡	〃
函館船員区	05年12月	〃	04年12月死亡	船員作業で曝露
長野工場	〃	石綿肺	05年11月死亡	機関車検修
大宮工場	05年12月	中皮腫	05年4月死亡	機関車検修
苗穂工場	〃	び・胸膜肥厚	療養中	〃
大宮工場	〃	中皮腫	〃	〃
札幌客貨区	〃	び・胸膜肥厚	〃	ボイラー
王寺駅	06年1月	中皮腫	04年10月死亡	配車係・隣が石綿工場
苗穂工場	06年2月	肺がん	06年2月死亡	機関車検修
篠ノ井機区	〃	石綿肺	療養中	検修・整備等
新津工場	06年3月	中皮腫	05年10月死亡	機関車検修
大船工場	〃	〃	04年1月死亡	製缶職場・化粧板修繕
大船工場	〃	石綿肺	療養中	製缶職場・溶接
土崎工場	〃	〃	〃	機関車検修
苗穂工場	〃	〃	〃	製缶職場
苗穂工場	〃	び・胸膜肥厚	〃	機関車検修
苗穂工場	〃	〃	〃	〃
苗穂工場	〃	〃	〃	製缶職場
品川電車区	〃	〃	〃	ボイラー作業等に従事
浜松工場	06年5月	中皮腫	06年1月死亡	製缶職場・溶接等
函館船員区	〃	胸膜肥厚	04年8月死亡	機関士
岡山機関区	〃	中皮腫	02年3月死亡	機関士
幡生工場	〃	〃	療養中	
後藤工場	06年6月	び・胸膜肥厚	〃	機関車検修
後藤工場	〃	肺がん	〃	製缶職場
後藤工場	〃	〃	04年10月死亡	機関車検修
後藤工場	〃	中皮腫	療養中	製缶職場
小山電車区	〃	肺がん	療養中	車両検査
鷹取工場	06年7月	中皮腫	01年2月死亡	機関車検修
糸崎機関区	〃	中皮腫	02年3月死亡	機関車検修

土崎工場	06年7月	び胸膜肥厚	療養中	鋳物（溶鉱炉）
浜松車掌区	〃	中皮腫	01年12月死亡	車掌、他
岡山信通区	06年8月	肺がん	療養中	信号保守

浜松工場	"	中皮腫	95年8月死亡	製罐、鉄工職場
札幌客貨区	"	中皮腫	06年2月死亡	車両検修
姫路2機区	06年9月	肺がん	05年2月死亡	機関車検修、乗務員
盛岡工場	06年9月	中皮腫	04年11月死亡	検修(パッキン取替等)
木曾福島機関区	06年9月	中皮腫	02年5月死亡	検修
長野工場	06年10月	中皮腫	05年7月死亡	
武蔵野電気区	06年11月	中皮腫	98年4月死亡	絶縁
富士保線区	06年11月	中皮腫	02年5月死亡	
苗穂工場	06年11月	肺がん	療養中	機関車検修
大船工場	06年11月	中皮腫	92年6月死亡	製缶場
新津工場	06年11月	肺がん	00年12月死亡	貨車検修
鷹取機関区	06年11月	肺がん	03年4月死亡	機関士、検修
鷹取機関区	06年12月	中皮腫	97年10月死亡	検修
鷹取工場	06年12月	中皮腫	療養中	検修
土崎工場	06年12月	び胸膜肥厚	06年5月死亡	工作機械修繕
横浜機関区	07年12月	肺がん	98年7月死亡	機関士、検修
大井工場	07年1月	中皮腫	05年3月死亡	車体・台車検修
苗穂工場	07年1月	肺がん	06年2月死亡	ボイラー検修
長野工場	07年1月	肺がん	02年8月死亡	鋳物職場
土崎工場	07年1月	中皮腫	96年11月死亡	鉄工職場
吹田工場	07年1月	肺がん	04年12月死亡	機関車ボイラー検修
和歌山車掌区	07年2月	中皮腫	88年6月死亡	貨物列車車掌(入換)
多度津工場	07年2月	中皮腫	90年3月死亡	機関車検修
吹田工場	07年2月	中皮腫	87年9月死亡	機関車検修

(工場：46名、機関区：9名、電車区：3名、客貨車区：2名、気動車区：1名、船員区：2名、自動車：1名、駅：1名、車掌区：2名、電力関係：2名、保線区：1名)

組合：3月1日現在の業務災害申請者数(審査中の者)を明らかにされたい。

機構：現在審査中の申請者数は57名となっている。

< 審査中の申請者職場一覧 >

苗穂工場6名、長野工場4名、小倉工場3名、大井工場2名、大宮駅2名、郡山工場2名、吹田第一機関区2名、鷹取工場2名、土崎工場2名、浜松工場2名、旭川工場1名、池田機関区1名、岩国機関区1名、大船工場1名、岡山機関区1名、鹿児島機関区1名、香椎操車場1名、川崎保線区1名、釧路車両所1名、国鉄中央鉄道病院1名、国鉄バス(吹田等)1名、静内保線区1名、千葉機関区1名、津山機関区1名、鳥取機関区1名、長崎客貨車区1名、長野運転所1名、日進駅1名、函館運転所1名、八王

子機関区 1 名、常陸大子駅 1 名、広島工場 1 名、広島保線区 1 名、福島機関区 1 名、松任工場 1 名、松山自動車 1 名、宮原客車区 1 名、和歌山機関区 1 名、新鶴見機関区 1 名 = 計 57 名、となっている。

組合：健康診断の申込者数及び受診状況、受診結果を明らかにされたい。

機構：3月1日現在、以下の通りとなっている。

- ・健康診断承認数 817名
- ・健康診断受診者数 564名
- ・有所見者数 117名

組合：健康管理手帳交付者数を明らかにされたい。

機構：3月1日現在、以下の通りである（厚生労働省の通知）

- ・交付希望者数 179名
- ・手帳交付者数 134名

組合：救済から認定まで一定の期間を要しているが、担当者等を増配置し、救済者の健康状態を鑑み迅速に認定されたい。

機構：認定まで平均4～5ヶ月を要しているが、迅速に対応を心がけている。

ただ、履歴についてJRに依頼していること等もあり、その他申請側との関係資料のやりとり等で事務処理に時間がかかっていることも理解いただきたい。

組合：担当者の増配置など具体的な措置で、救済者の早急な認定を行うべきである。

機構：組合の要求趣旨は理解しているが、当面現体制で頑張っていきたい。

組合：アスベスト不認定者数を公表しているが、不認定者（2月1日付、45名）の内容等を改めて明らかにされたい。

機構：3月1日現在、不認定者は46名となっている。

組合：それらの内訳はどうか。

機構：診断書がないなど審査資料ない者、健康管理手帳に移行した者、医学的に立証無理な者、業務災害として上げたが労災に申請変更になった者等である。

組合：災害申請時の事務手続きについて、国鉄時の職員番号記載（機構側で記載）並びに「状況現認書」（探すのに大変）については簡略化されたい。

機構：現在、職員番号記載はいっさいやっていない。「状況現認者」がいない人

は職歴で判断するようにしている。そうしたものがないから受け付けないということはない。

組合：1月29日、横浜地裁に対して、旧国鉄大船工場で石綿関連業務に従事されていた故加藤進さんの遺族が3245万円の損害賠償を求めて提訴された。裁判の内容は、救済補償内容が、今日の社会環境等に照らし、本来の遺族補償に足り得ない設定額となっていること、また、JR会社補償との格差となっていることからして、いわゆる「上積み補償」について早急に実施されたい。

機構：難しい問題だが、世間一般を調査し勉強しているところである。

(コメント＝国鉄の労働災害補償は、労災より早く昭和23年にスタートした。昭和61年に遺族一時金1700日となった)

組合：石綿則の周知については、2005年3月16日付基発第0318004号「石綿障害予防規則の周知について」に基づき、関連事業者は「あらゆる機会をとらえ徹底を図ること」とされたが、機構側の対応は依然として新聞意見広告等の周知に止まっている。この間、組合は、「一括周知にこだわらず、工場等の職場単位の住所録等も活用すべき」と主張してきたが、ことは命に係わることであり、JRやあらゆる団体に協力要請を行い周知すべきである。また、国鉄・JRのOB会会報への意見広告による周知だけでなく、鉄道退職者の会・全国連合会の会報(約6万人)等にも幅広く掲載協力を求めるべきである。

機構：個人周知については努力してきたが、個人情報保護法との関係で名簿が入手できないでいる。石綿新法施行による請求権3年がある。新聞による周知については、請求権との関係で3年間は、年2回周知広告を出す計画である。今回は、3月26日付け全国紙3紙及び、地方紙35紙に「広告」する予定となっている。組合の主張は理解できるが、勉強させてほしい。

組合：王子製紙(東京)は、健康管理手帳交付者に対して、「アスベスト災害特別補償規定」を作成し、「健康不安」に配慮するとして100万円が支払われている(新聞報道参照)。現在、健康管理手帳交付者は、年2回の健康診断以外は、自費の健康管理とされているが、有所見の段階から「健康維持費や交通費」などを加味した救済制度を新設されたい。

機構：手帳交付の段階から交通費及び診察費用は支払っている。また、「健康維持費」(健康不安料)については考えていない。

組合：石綿関連従事者の健康診断については、一人1回を限度としているが、いつ発症するかは不明であり、少なくとも、健康診断希望者については、最低年1回は受診（参考＝JR東日本の社員は年2回の受診となっている）できるようにされたい。

機構：要求の趣旨は理解するが、厚生労働省からもそこまで指導はなされていない。

組合：加害者として当然実施すべきである。

機構：現状では困難である。

組合：旧国鉄とJRにまたがって職歴をもつアスベスト被害者の救済について、どちらが救済責任を負うのか、「改めて関係者間で協議している」とされていたが、救済内容について、救済額を高い設定額（上積み補償）に統一すると同時に、基準を明確にされたい。

機構：JRと協議して労災か業災かを判断することとしており、現在、まとめの段階である。上積み補償は、先ほど述べた通りである。

組合：療養（補償）給付、休業（補償）給付に対する対応（療養中の人と亡くなられた方の請求に対して）と取り扱いについて

業務災害補償等規程第22条（療養の範囲）に基づく療養費用について、労災認定者に対する給付状況（請求権を含め）を明らかにされたい。

機構：休業補償については、労災補償同様に本人の請求に基づき支払っている。

組合：今までは、あいまいな回答であった。まず、労災補償同様に支払うということを確認したい。

組合：業務災害補償等規定第26条（休業補償）について

（1）労災補償とほぼ同一の内容と思われるが、現時点での給付状況並びに対応方について明らかにされたい。

機構：休業補償については、認定され仕事ができない者について、労災と同一で支払っている（平均賃金の80%）。

組合：労災補償同様に支払っている、ということだが、これまでの業務災害補償認定者全員に支払われているのか。いないではないか。

機構：認定時に本人には説明することとしているが実態はいろいろである。

（コメント＝休業補償申請用紙は一部見直しを検討している）

組合：説明の仕方に問題があるのではないのか。引き続き解明を求めて行きたい。

組合：上記、(1)との関係で、「休業補償(賃金の60%) + 特別支給金(賃金の20%)、傷病補償年金(療養を開始して1年6ヶ月を経過したが傷病が治らなかった場合)、休業補償給付と厚生年金保険の障害厚生年金等とが併給される場合の休業給付、休業補償給付のスライド制の適用、請求手続き」等、明らかにされたい。

機構：アスベストでの休業補償については、機構の場合、3年補償を継続した後、長期傷病年金に切り換えるか否か、検討することになっており、切り換えた場合は、基本給の10ヶ月を支払うことになっている。障害厚生年金については、社会保険庁の判断の問題であり、業務災害支給上の制約はない。休業補償給付のスライドの関係については、調査する。

以上

国労闘申第 19 号  
2007 年 3 月 9 日

独立行政法人  
鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
理事長 小幡 政人 殿

国鉄労働組合  
中央闘争委員長 佐藤 勝雄

### アスベストに関する申し入れ

石綿対策の強化について、この間、8回の団体交渉を行ってきたところであるが、健康被害が拡大する中で、下記事項について明らかにされたい。

#### 記

1. アスベスト健康被害状況について、3月1日付の「業務災害認定者数、作業内容、病名、健康状態、認定申請者数、健康診断実施者数、健康管理手帳交付者数」等を明らかにされたい。

救済から認定まで一定の期間を要しているが、担当者等を増配置し、救済者の健康状態を鑑み迅速に認定されたい。

アスベスト不認定者数を公表しているが、不認定者(2月1日付、45名)の内容等を改めて明らかにされたい。

災害申請時の事務手続きについて、国鉄時の職員番号記載(機構側で記載)並びに「状況現認書」(探すのに大変)については簡略化されたい。

2. 1月29日、横浜地裁に対して、旧国鉄大船工場で石綿関連業務に従事されていた故加藤進さんの遺族が3245万円の損害賠償を求めて提訴された。裁判の内容は、救済補償内容が、今日の社会環境等に照らし、本来の遺族補償に足り得ない設定額となっていること、また、JR会社補償との格差となっていることからして、いわゆる「上積み補償」について早急 to 実施されたい。

3. 石綿則の周知については、2005年3月16日付基発第0318004号「石綿障害予防規則の周知について」に基づき、関連事業者は「あらゆる機会をとらえ徹底を図ること」とされたが、機構側の対応は依然として新聞意見広告等の周知に止まっている。この間、組合は、「一括周知にこだわらず、工場等の職場単位の住所録等も活用すべき」と主張してきたが、ことは命に係わるこ



とであり、JRやあらゆる団体に協力要請を行い周知すべきである。また、国鉄・JRのOB会会報への意見広告による周知だけではなく、鉄道退職者の会・全国連合会の会報（約6万人）等にも幅広く掲載協力を求めるべきである。

- 4．王子製紙（東京）は、健康管理手帳交付者に対して、「アスベスト災害特別補償規定」を作成し、「健康不安」に配慮するとして100万円が支払われている（新聞報道参照）。現在、健康管理手帳交付者は、年2回の健康診断以外は、自費の健康管理とされているが、有所見の段階から「健康維持費や交通費」などを加味した救済制度を新設されたい。
- 5．石綿関連従事者の健康診断については、一人1回を限度としているが、いつ発症するかは不明であり、少なくとも、健康診断希望者については、最低年1回は受診（参考＝JR東日本の社員は年2回の受診となっている）できるようにされたい。
- 6．旧国鉄とJRにまたがって職歴をもつアスベスト被害者の救済について、どちらが救済責任を負うのか、「改めて関係者間で協議している」とされていたが、救済内容について、救済額を高い設定額に統一（上積み補償）すると同時に、基準を明確にされたい。
- 7．療養（補償）給付、休業（補償）給付に対する対応（療養中の人と亡くなられた方の請求に対して）と取り扱いについて
  - 業務災害補償等規程第22条（療養の範囲）に基づく療養費用について、労災認定者に対する給付状況（請求権を含め）を明らかにされたい。
  - 業務災害補償等規定第26条（休業補償）について
    - （1） 労災補償とほぼ同一の内容と思われるが、現時点での給付状況並びに対応方について明らかにされたい。
    - （2） 上記、（1）との関係で、「休業補償（賃金の60%）＋特別支給金（賃金の20%）、傷病補償年金（療養を開始して1年6ヶ月を経過したが傷病が治らなかった場合）、休業補償給付と厚生年金保険の障害厚生年金等とが併給される場合の休業給付、休業補償給付のスライド制の適用、請求手続き」等、明らかにされたい。

以上